

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定により、次の 5 件の一般競争入札を執行する。

令和 7 年 2 月 3 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 一般競争入札に付する事項

（1）貸付物件

次の物件ごとに入札に付する。

物件 番号	所在地及び施設名称	貸付面積	設置 台数	備考
1	甲府市丸の内三丁目 2 6 番 1 6 号 甲府市中央公民館 1 階ホール	2 . 0 0 m ²	1 台	・屋内設置 ・ユニバー サルデザ イン自動 販売機
2	甲府市国母六丁目 4 番 2 号 甲府市南西公民館 1 階ホール	2 . 0 0 m ²	1 台	・屋内設置 ・ユニバー サルデザ イン自動 販売機
3	甲府市和戸町 9 5 5 番地 1 甲府市東公民館 1 階ホール	2 . 0 0 m ²	1 台	・屋内設置 ・ユニバー サルデザ イン自動 販売機
4	甲府市武田三丁目 1 番 6 号 甲府市北東公民館 1 階ホール	2 . 0 0 m ²	1 台	・屋内設置 ・ユニバー サルデザ イン自動 販売機
5	甲府市長松寺町 1 2 番 3 0 号 甲府市西公民館 1 階ホール	2 . 0 0 m ²	1 台	・屋内設置 ・ユニバー サルデザ イン自動 販売機

（2）予定価格

公表しない。

(3) 貸付期間

令和7年4月1日(火)から令和10年3月31日(金)まで

(4) 用途

自動販売機の設置・運営に限る。

2 一般競争入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人または個人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。また、法人においてはその役員が暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 法人にあつては、山梨県内に本店・支店又は営業所を有し、個人にあつては、山梨県内に事業所等を設けて事業を営んでいること。
- (6) 自動販売機の設置業務において自らの管理・運営に3年以上の実績を有し、かつ、現時点においても行っている者であること。
- (7) 国税及び本店・支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。

3 募集要項及び仕様書の配付期間、配付場所、配付方法

(1) 配付期間

令和7年2月3日(月)から令和7年2月19日(水)まで

(この期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後5時まで

(2) 配付場所

甲府市総務部契約管財室管財課（甲府市役所本庁舎 5 階）

甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号

電話番号 0 5 5 - 2 3 7 - 5 1 9 7

(3) 配付方法

直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りではない。

4 入札参加申込

この入札に参加を希望する者は、募集要項に示す「一般競争入札参加申込書」のほか提出書類を次の申込場所まで持参すること。

(1) 申込期間

令和 7 年 2 月 4 日（火）から令和 7 年 2 月 2 0 日（木）まで

（この期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 申込場所

甲府市総務部契約管財室管財課（甲府市役所本庁舎 5 階）

甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和 7 年 3 月 1 2 日（水）午後 1 時 1 5 分から

別表 1 のとおり物件ごとに順次実施する。

(2) 場所

甲府市役所本庁舎 6 階 大会議室

甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号

ただし、入札場所等については、変更する場合がある。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0

に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札の無効

この告示に示した入札参加資格のない者の行った入札、申告書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 落札者の決定

甲府市が定める予定価格以上で、最高の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

（1）入札保証金

免除

（2）契約保証金

設置事業者として決定した者は、契約締結に際して、契約保証金として契約金額の100分の10の額を納入しなければならない。ただし、甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、免除とする。

（3）契約書作成の要否

要

（4）説明会

行わない。

(5) その他

詳細は、募集要項及び仕様書による。

別表 1

入札日時

物件番号	入札日	入札時間
1	令和 7 年 3 月 1 2 日 (水)	午後 1 時 1 5 分
2		午後 1 時 3 0 分
3		午後 1 時 4 5 分
4		午後 2 時 0 0 分
5		午後 2 時 1 5 分